

## 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例

四街道市都市計画税条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第10項から附則第14項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第4項から附則第6項までを1項ずつ繰り下げ、附則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。